

ふくしま荒川地区が「かわまちづくり」支援制度に初認定 ～まちづくりと一体となった「にぎわいのある水辺空間」の創出を支援～

国土交通省では、平成21年度に創設した「かわまちづくり」支援制度について、全国で67件の認定を行います。

東北地方整備局管内では8件が認定され、**福島県内では「ふくしま荒川地区」が認定**されます。

「かわまちづくり」支援制度は、地域の創意工夫等を尊重し、地域との連携を強化しつつ水辺空間とまち空間の融合を図り、良好な空間形成を目指すことを目的として、市町村等が作成した計画をハード・ソフト両面から支援するものであり、今回が初めての認定となります。

今後は、認定した計画に基づき、**福島市や地域住民・市民団体等と河川管理者が連携しながら、にぎわいのある水辺空間を創出し、観光振興、地域活性化を図って**いきます。

※東北地方整備局管内での認定箇所

- ・青森県 弘前地区（弘前市）
- ・岩手県 盛岡地区（盛岡市）
- ・宮城県 鶯波地区（登米市）
- ・秋田県 秋田地区（秋田市）、大曲地区（大仙市）
- ・山形県 長井地区（長井市）、朝日地区（朝日町）
- ・福島県 ふくしま荒川地区（福島市）

なお、本件については、国土交通本省及び東北地方整備局においても記者発表を行っています。

<発表記者会： 福島県政記者クラブ、福島市政記者会>

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局

福島河川国道事務所 TEL024-546-4331(代表)

副所長（河川） 佐々木 秀明（内線204）

工務第一課長 水越 崇（内線311）

福島市建設部河川課 TEL024-535-1111(代表)

河川課長 高橋 通夫（内線4151）

ふくしま荒川地区かわまちづくり ～川の回遊性を活かすかわまちづくり～

■市町村名： 福島県福島市

■対象河川： 阿武隈川水系荒川

■概要

福島市では、市の都市マスタープラン等に基づき、阿武隈川や荒川において、水や緑のネットワーク化など親水空間の整備が進められています。これらの施設を利用したウォーキングイベントなどが多数開催されるとともに、キャンプ・芋煮会などでも広く利用されています。

また、福島市では周辺自治体と連携した「観光圏整備計画」を新たに策定しており、荒川の自然や文化を守る活動と観光圏事業を有機的に結び付け、地域活性化を進めることにしています。

このため、市街地と既存の交流拠点（土湯温泉、水辺等）や歴史的な土木構造物等をつなぐ堤防上の通路や散策路等を整備することで、川とまちのネットワークの形成、回遊性の向上を図るなど、魅力的な水辺空間の創出を図り、観光振興を支援します。

■整備内容

- ・堤防天端舗装、坂路
- ・案内板
- ・渡河施設 等



水や緑のネットワーク化
(散策路・案内板等の整備)



水や緑のネットワーク化
(散策路・案内板等の整備)

荒川・須川出会いの水辺

隈畔・ふくしまの水辺

桜つつみ事業
(整備済)

渡利水辺の楽校
(整備済)

あずま総合運動公園

荒川・四季の河原

四季の里

水林自然林

荒川遊砂地

地藏原堰堤

土湯温泉

荒川第5堰堤

土湯温泉

● 拠点エリア

● 集客施設等



▲ 治水・砂防施設の観光活用



▲ イベント、レンタサイクルでの利活用

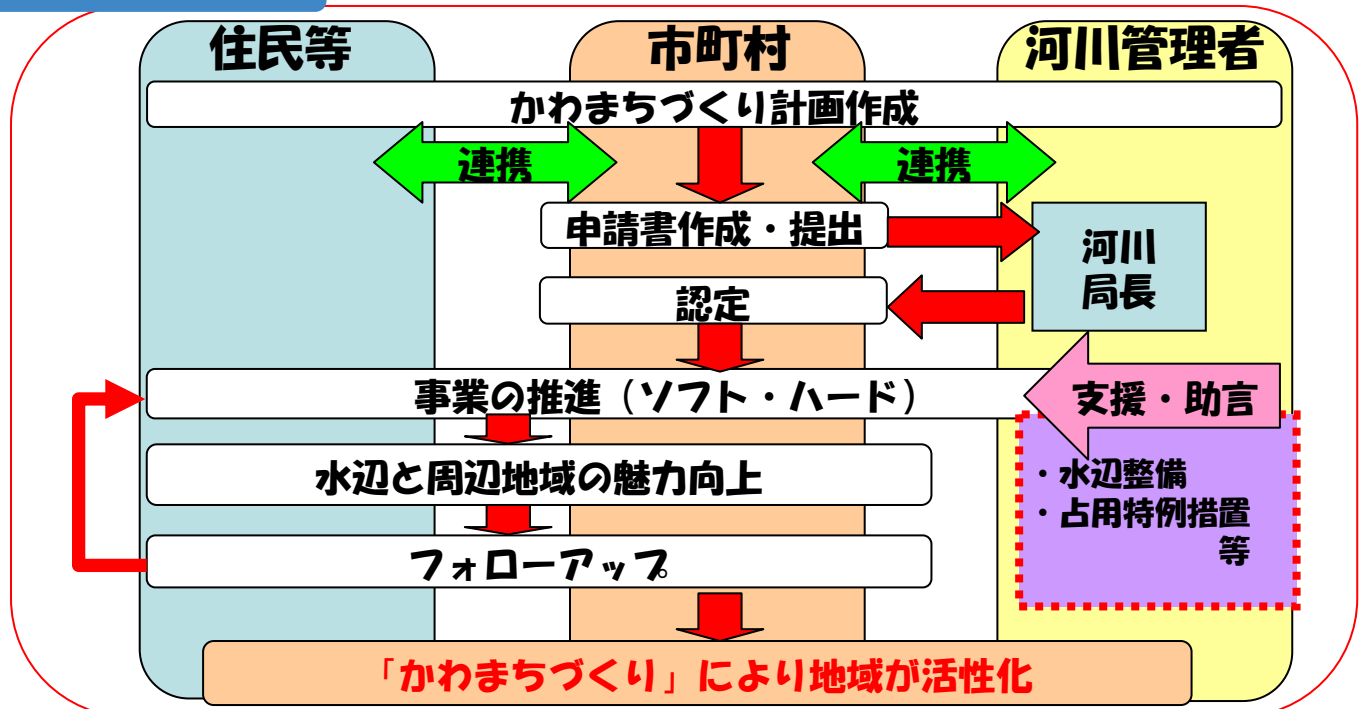
にぎわいのある河畔空間の創出

～「かわまちづくり」支援制度の創設～

参考

河川が有している景観・歴史・文化等の活性化に繋がる「資源」や地域の「知恵」を活かし、市町村や住民等との連携によって立案された水辺の整備・利活用計画に基づき、**まちと水辺が融合した良好な空間形成を推進**します。

支援制度の流れ



※かわまちづくり計画は、水辺とまちづくりに関する基本的な方針、周辺市街地等と一体的な利活用・整備等の計画を定めたものです。認定に際しては、以下の点に着目して行います。

- ① 地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ② 利活用方策が地域において明確となっているもの
- ③ 施設の維持管理に地域の協力が得られるもの

○ソフト面は、民間事業者が行う河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用(河川敷地占用許可準則の特例措置)を拡充する等により、地域づくりを積極的に支援します。

○ハード面は、まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援します。

イベント・オープンカフェ利用(道頓堀川)



公園や商業施設と一体となった水辺(紫川)



「かわまちづくり」(ソフト面の支援)

～支援例 河川敷地占用許可準則の特例措置～

課題と背景

- 現在、まちづくりと一体となったにぎわいのある水辺空間整備について、積極的な取組を実施しているが、十分な状況ではない。
- このため、地域活性化等の観点から**イベント施設やオープンカフェの設置**等、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より河川占用許可準則の特例措置として、社会実験を実施。
- 今後、**民間事業者による河川敷地での営利活動**を推進するため一層の規制緩和が必要。

施策の内容

水の都大阪再生構想 (大阪市)



水の都ひろしま構想 (広島市)



河川空間利用のイメージ

広場、イベント施設に一体となす施設として設置された飲食店、売店、オープンカフェ、照明・音響施設等については、使用契約等を締結した民間事業者による利用が可能

河川管理者・地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者等も占用の許可を受けることができるものとする。

占用主体は公的機関



○現在、道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島市)、堀川(名古屋市)の3箇所では社会実験を実施中である。

○H20年3月に利根川(香取市)、H20年8月に堂島川等(大阪市)、H20年11月に那珂川等(福岡市)を指定。

○現在、社会実験として行っている民間事業者による河川敷地のイベント広場やオープンカフェ等の利用を積極的に検討する。

「かわまちづくり」(ハード面の支援)

～水辺整備の支援の枠組み～

課題と背景

○これまでの枠組みを超えた、地域の自由な発想から生み出される河川(水辺)を核としたまちづくり(「かわまちづくり」)により、生き活きとした水辺空間を創出することが必要。

施策の内容

◇親水空間と一体となった都市空間の創出

- ・周辺地域のまちづくりと一体となってにぎわいのある河川空間を創出。
- ・整備にあたっては、地域の多様なニーズに応えるため、まちづくりの主体である市町村の都市再生整備計画や地域再生計画などのまちづくりと連携した自由な提案・発意を汲みながら、支援を実施。

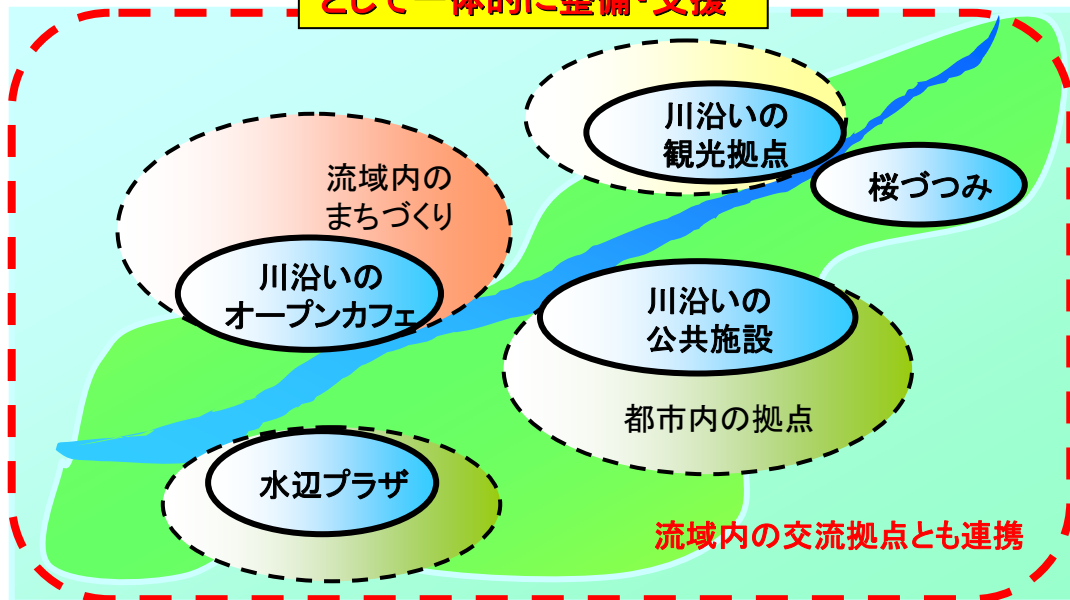
オープンカフェ



観光拠点



「かわまちづくり」支援制度として一体的に整備・支援



水辺と一体となった都市空間



川&水辺の拠点でつなぐ流域づくりイメージ

桜つつみ

